

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる事業主体が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年2月7日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年2月23日から同年3月15日まで縦覧に供する。

平成19年2月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

事業主体	土地改良事業名	縦覧場所
泊地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 泊地区	丸亀市産業部土地改良課
馬場地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 馬場地区	〃
妙見地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 妙見地区	〃